

宮城県
特定大規模集客施設の
立地の誘導等による
コンパクトで活力ある
まちづくりの推進
に関する条例

「将来」を見据えたまちづくりを――。

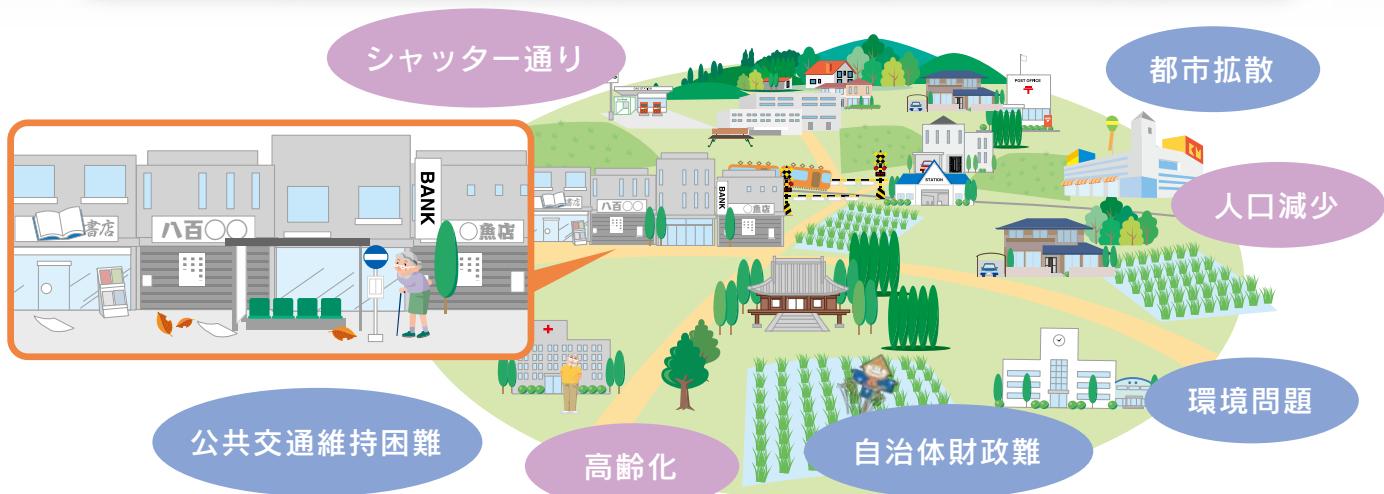


「宮城県まちづくり条例」※が制定されました。

※宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例

私たちが暮らしている「まち」は、経済情勢など社会の変化や消費・生活の志向が反映され、形づくられてきました。

その反面、まちなかの居住人口の減少やシャッターを下ろした商店が目立つ街並など、現在、「まち」は様々な課題を抱えています。



まちが抱える課題やこれからまちのあり方を踏まえて、だれもが暮らしやすく、にぎわいのあるまちづくりを具体的に進めるために、「宮城県まちづくり条例」が制定されました。

条例は、次の3つの柱で構成されています。



「基本方針」を定めました。

基本方針では、だれもが暮らしやすく、にぎわいのあるまちづくりを進めるため、コンパクトで活力あるまちづくりの方向性や、特定大規模集客施設の立地の誘導、地域貢献活動の促進に関する内容などを定めています。

県では、この基本方針の中で、現在のまちの姿や将来のあり方を見据えた上で、次の7つの基本的な方向と、2つの目標を定めました。

基本的な方向

集約型のまちづくり

社会資本の有効活用

歩いて暮らせる
まちづくり

だれもが移動しやすい
交通サービス

個性と活力のある
まちづくり

住民参加・協働の
まちづくり

環境にやさしい
まちづくり



すべての世代が安心して暮らせるまち

社会的・経済的・環境的に持続可能なまち

特定大規模集客施設の立地の 誘導を行います。

市町村の区域を超えた広い地域のまちづくりに影響を与える可能性がある特定大規模集客施設について、市町村や地域の皆さんのお意見を踏まえながら、まちなかへの立地を促します。



この制度の対象となる特定大規模集客施設とは、集客施設※のうち次のような規模の施設です。

※劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など

| | 6千m ² 超～1万m ² | 1万m ² 超～ |
|-----------|-------------------------------------|---------------------|
| 集客施設の床面積 | × | ○ |
| 小売部分の店舗面積 | ○ | ○ |



特定大規模集客施設の新設等※を行う場合には、県への事前の届出が必要となります。

この事前の届出に関する手続きが終了するまでは、施設等の建築工事に着手できません。

なお、立地する場所が立地誘導地域の場合は、手続きが不要です。

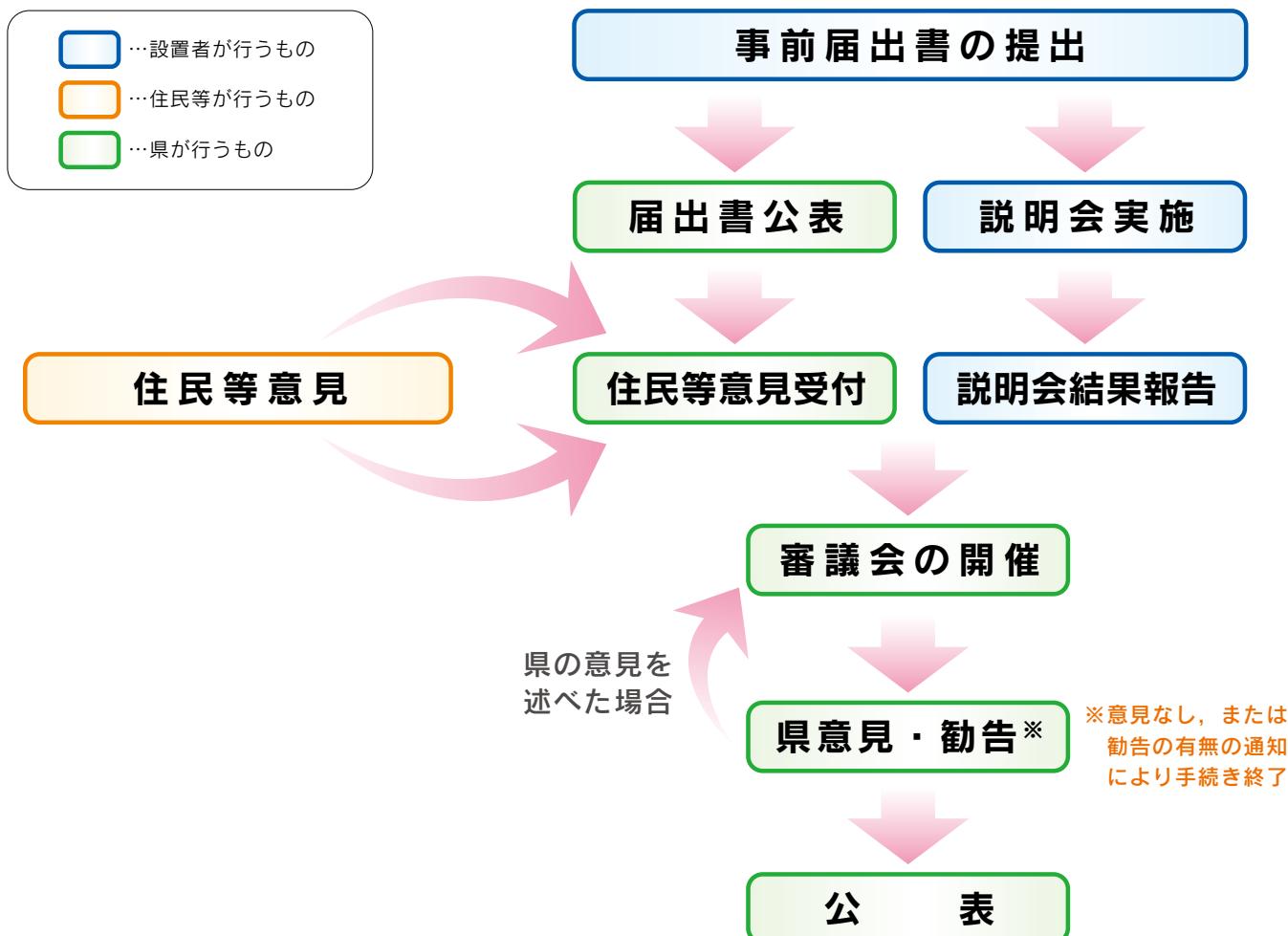
※詳細については、県にお問い合わせください。

県は、コンパクトで活力あるまちづくりの観点から、地域の皆さんや市町村の意見を踏まえながら、意見、勧告、公表等の制度を活用し、まちなかへの立地を促します。

立地誘導地域は、次の地域を指します。

- 都市計画法に定める近隣商業地域及び商業地域
 - 中心市街地活性化法に基づく認定中心市街地及び第二種大規模小売店舗立地法特例区域
 - 市町村の申請に基づき知事が指定した地域
- など

事前の届出に関する手続きは、概ね次のように行われます。



「地域貢献活動」を促進します。

集客施設は、地域住民の生活と密接な関わりを有し、また、地域のまちづくりや地域コミュニティに大きな影響を及ぼすことから、県では、その設置者に、積極的に地域に貢献し地域の抱える様々な課題の解決に向けた取組の一翼を担うことを期待しています。

県内すべての集客施設の設置者に対し、コンパクトで活力あるまちづくりを推進するに当たって重要な、こうした地域貢献活動を実施するよう働きかけていきます。

県では、地域貢献活動を促進するための第一歩として、活動の手引書である「地域貢献活動ガイドライン」を定めました。

ガイドラインでは、地域貢献活動の手続きの流れや県として期待する様々な活動内容を記載しています。

特に大きな影響力のある特定大規模集客施設（3 ページ参照）には、まちづくりや社会的な課題への対応においても一定の役割を期待しています。

県では、特定大規模集客施設の地域貢献活動の計画と実施状況の公表を制度化して、広く皆さんに周知することで、集客施設の設置者と地域が一体となつた活動を促進します。



特定大規模集客施設の地域貢献活動計画等の提出と公表は、次の流れにそって行われます。



地域貢献活動は、その地域における課題や施設の種類・規模などによってさまざまであると考えられます。以下は、県として期待する活動内容の一部を例示したものです。より詳細な地域貢献活動の事例については、地域貢献活動ガイドラインをご覧ください。





● お問い合わせ先

**宮城県経済商工観光部商工経営支援課
商業振興班**

電話 : 022-211-2746

FAX : 022-211-2749

E-mail : syokeisisin@pref.miyagi.jp